令和　　　年　　　月　　　日

香芝市長　　　　　　　殿

住所又は事務所所在地

事業所名

氏名又は代表者名

住所

誓　　約　　書

私は、中小企業等経営強化法に基づく私の「先端設備導入計画」を香芝市から認定を受けるにあたり、暴力団を利することとならないように、香芝市暴力団排除条例に基づき、次に掲げる事項を誓約します。

１　私は、香芝市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等のいずれにも該当しません。

２　私は、香芝市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものではありません。

３　私は香芝市暴力団排除条例第２条に掲げる者の該当の有無を確認するため、香芝市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

以上

香芝市暴力団排除条例（抜粋）

(目的)

第１条　[この条例](https://www.city.kashiba.lg.jp/outside/reiki_int/reiki_honbun/k411RG00000910.html#l000000000)は、暴力団の排除に関する基本理念を定め、市、市民(市内に滞在する者を含む。以下同じ。)及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策、暴力団の威力の利用の禁止、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条　[この条例](https://www.city.kashiba.lg.jp/outside/reiki_int/reiki_honbun/k411RG00000910.html#l000000000)において、[次の各号](https://www.city.kashiba.lg.jp/outside/reiki_int/reiki_honbun/k411RG00000910.html#e000000028)に掲げる用語の意義は、それぞれ[当該各号](https://www.city.kashiba.lg.jp/outside/reiki_int/reiki_honbun/k411RG00000910.html#e000000028)に定めるところによる。

(１)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下「法」という。)第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(２)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

(３)　暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。

(４)　関係団体　法第32条の３第１項の規定により公安委員会から奈良県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団の排除を目的とする団体をいう。